

平成26年度

第3回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年5月7日(水)

開会13時45分 閉会15時04分

場 所 教育委員室

平成26年度  
第3回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

第1号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正  
について

(2) 報 告

- ①大分県学力定着状況調査における不正行為について
- ②平成25年度体罰調査について
- ③平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況の推移について
- ④大分県グローバル人材育成推進会議の設置について
- ⑤第1回目目標協働達成協議会について
- ⑥平成27年度（平成26年度実施）教員採用試験実施要項について
- ⑦平成27年度（平成26年度実施）民間人校長採用選考について

(3) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	麻 生 益 直
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	首 藤 照 美
	教育長	野 中 信 孝
事務局	理事兼教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課企画・学校管理班課長補佐（総括）	兼 子 和 志
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	山 口 博 文
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

### 2 傍聴人

8 名

## 開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第3回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

## 会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。  
会議の終了は14時57分を予定しています。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(松田委員長)

それでは、議案の審議に移ります。本日の議案は1件です。

### 【議 案】

第1号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案「職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。4ページの改正の概要をご覧ください。

1の「改正理由」にお示ししているとおおり、小学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議の程よろしくお願ひします

(藤本教育人事課長)

第1号議案「職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。4ページの改正の概要をご覧ください。

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、へき地教育に優秀な人材を確保するため、へき地教育振興法の規定に基づき設けられた手当であり、県条例で支給について定めています。

県の規則では、職員のへき地手当等の支給に関し必要な事項を定めておりますが、小学校及び中学校の統廃合や新設の都度、へき地手当等の支給対象校を改正しております。

平成26年度は、杵築市について、本年4月に旧大田村の朝田小学校と田原小学校の2校がそれぞれ統合され、「大田小学校」が新設されましたことから、文部科学省令で定める基準により新設校の級地算定を行った結果、「級別区分」欄に掲げる級地のへき地学校として指定するものであります。統合後に校舎を使用することとなった旧大田中学校の従前の級地と同じ級地である「へき地学校に準ずる学校」となっています。

また、大分市の今市小学校、宇佐市の佐田小学校塔尾分校、中津市の永岩小学校、由布市の南庄内小学校については、統廃合による学校廃止に伴い別表から削除するものであります。

新たに学校を指定する場合には、基準として教員数や遠距離通学児童生徒の率などの要素がありますことなどから、規則改正は例年この時期となりますが、改正後の規則の適用時期につきましては、これまで学校の設置時期に合わせておりました、今回も同様に、本年4月1日からとしております。

以上でございます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願ひします。

(松田委員長)

質疑・意見等ないようでございますので、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

## 【報 告】

### ①大分県学力定着状況調査における不正行為について

(松田委員長)

それでは、第1号報告「大分県学力定着状況調査における不正行為について」報告をしてください。

(後藤義務教育課長)

去る4月15日(火)に実施されました本県学力定着状況調査において、由布市の小学校で不正行為が認められましたので、ご報告いたします。

まず、由布市内小学校5年生担任の教諭50代男性が、本調査問題を不正コピーし、調査日前日の14日(月)に児童に問題を解かせ、解答、解説を加えた上、翌日の調査に参加させたものです。

21日(月)に関係者から校長に情報提供があり、同日、校長が教頭とともに事実の確認を行い、本人が認めまして、事実が明らかとなりました。調査当日の児童や保護者の様子は資料1ページの(2)のとおりです。

本不正行為は、まずもって、不正を行った教諭の資質によるところであり、また、同校の服務規律の不徹底によるものです。さらには、実施の手引きの不徹底があげられます。

事後の対応につきましては、4月25日(金)に開催されました市町村教育長会議の折、野中教育長が各市町村教育委員会に対して国、県の調査において同様の不正がなかった確認の依頼をいたしました。

また、同日午後3時から、由布市教育委員会が記者会見を行いました。当該校では、同日、保護者説明会を実施しております。

4月30日（水）の校長・学校支援センター所長リーダーシップ研修において、野中教育長から全校長に注意喚起・指導がなされたところがあります。

同校児童の調査結果の扱いは、国語、算数、理科について、大分県・由布市集計から除算いたします。

再発防止策としては、まず、服務規律の徹底が挙げられます。加えて、手引きの徹底が挙げられます。

以上でございます。

（松田委員長）

ただいまの説明について、何かご質問がありますか。

（岩崎委員）

問題の傾向を確認するために、事前に問題を把握するようなことが学校で行われているのですか。

（後藤義務教育課長）

実施の手引きでは、そのようなことは禁止されています。問題用紙と解答用紙が届き次第、管理職が数量を確認し、厳重保管するようになっています。

（岩崎委員）

問題の背景として、本人の資質と服務規律の不徹底、手引きの不徹底が挙げられていますが、どのようにしたらこれを防げるのでしょうか。

「見せてくれ」と言われたから管理職が見せた、これは大変な間違いです。やった本人は大変なことをしたわけで、教員としてあるまじき行為を見過ごしたことについて、管理職の行ったこともかなり大きな問題です。

（松田委員長）

（高校の）入試問題などが学校に届き、金庫に保管した後は、試験まで金庫を開けるようなことはありません。不正を行った本人、教員自体の資質も高めなければなりません。

また、返却の確認をしていないことも問題です。今回のテストに限らず、他のことについてもマニュアルを守るなど、きちんとしなければなりません。

（野中教育長）

マニュアルが徹底されていれば、今回のことは防ぐことができたわけですから、教頭、校長の対応についても、処分を考えていかなければならないと思います。

(岩崎委員)

他に同じような事例がないか確認をしたと聞いていますが、具体的にどのような方法で確認し、結果はどのようなものだったのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

4月25日の市町村教育長会議で、本年度の全国学力・学習状況調査及び大分県学力定着状況調査において、同様の事案がなかったか確認することを依頼しました。4月28日(月)に義務教育課から改めて電話で各市町村教育委員会に確認の依頼をしました。5月1日(木)に集約し、他に同じような事例はなかったことを確認しました。

(麻生委員)

集約は木曜日ですか。

(後藤義務教育課長)

回答は木曜日にいただき、集約しております。

(麻生委員)

今回は、大変不名誉な行為が起こったと捉えています。岩崎委員のおっしゃるとおり、重大なことだと思います。本人の資質の問題と服務規律の不徹底について、管理職も含めて厳しく問いただしていくことが必要だと考えます。

マニュアルについては徹底されていると思いますが、また、いつ、このようなことがあるか分からないので、再確認することが必要です。

今回の行為については、もう一度きっちりした処分をする姿勢をもって、由布市教育委員会と連携して進んでほしいと思います。

(松田委員長)

当該教員及び管理職に厳しく反省を求めます。今後、服務規律の徹底に努めることを確認します。

## ②平成25年度体罰調査について

(松田委員長)

次に、報告第2号「平成25年度体罰調査について」報告をしてください。

(落合教育次長)

教職員、児童生徒、保護者に対して実施した平成25年度の体罰実態調査の結果について報告します。

調査の目的ですが、昨年12月20日第19回教育委員会でご説明したとおり、昨年来実施しております体罰根絶研修等の取り組みについて、その成果を検証するために行ったものです。本調査は、文部科学省からの指示に基づいて実施したものではありませんので、他県比較や全国的なデータはございません。

調査対象、調査期間、方法等は、一昨年度の調査とほぼ同様にしております。資料1ページ中ほどより下、4「体罰」人数及び「処分等及び校長指導」人数についてをご覧ください。

表の中の③の下、( )書きで「体罰」報告件数をあげておりますが、小学校29件、中学校12件、高校7件の計48件で、特別支援学校はございませんでした。これを、一昨年度の文部科学省報告の要項に従いまして、体罰を行った教職員の人数にしたものが、表の一番上、小学校26人、中学校12人、高校7人の計45人です。

これらの体罰案件のうち、大分県教育委員会による懲戒処分に該当する事案はございませんでした。しかしながら、大分県教育委員会または市町村教育委員会において、訓告等を実施したものは11人、校長による指導を実施したものは34人であります。

次のページをご覧ください。これは、45人について、一昨年度の文部科学省への報告書式にあわせてまとめたものです。

体罰の場面では、一昨年同様授業中が最も多く26件です。場所は、教室で行われたものが最も多く31件となっております。

体罰の態様では、「素手で殴る」が一番多くなっておりますが、「叩く、平手打ち、げんこつ」などの表現のものはこの項目に分類しております。「棒などで殴る」の「棒など」とは、指示棒、ノート、本等です。2番目に数が多い「その他」の内容としては、「腕や首を強くつかむ」、「つねる」等がありました。

被害の状況では、傷害なしが大半で、打撲についても、ひどい状況のものはありませんでした。

この45人についての体罰把握のきっかけは、右端に計上しておりますのでご覧ください。これは複数回答です。そのうち一番右端の、「その他」1は、全校集会中に体罰が行われ、管理職がその場で直ちに対応したもので、用意した把握のきっかけ項目に当てはまらなかったものです。

次のページをご覧ください。体罰の具体的な事案について例を挙げております。授業中やその他指導中の児童生徒の態度等に対して、体罰を行ってしまったものです。

この一年間、大分県教育委員会では体罰根絶のための研修を行って参りました。その検証のために実施した今回の調査では、把握した体罰件数は大きく減少したものの、根絶するにはいたりませんでした。今後、この結果を市町村教育委員会に報告し、各学校で実施する服務規律研修等を通して、引き続き体罰根絶が徹底するよう呼びかけて参ります。  
以上でございます。

(松田委員長)

何か質問、ご意見等はありませんか。

(林職務代理人)

最後の具体的事案のところを読んでいても、去年と比較して、数としては少なくなっているようですが、内容についてはあまり変わっていないような気がいたします。どこまで、今までのことが徹底されたのか不安になるのですけれども、いかがでしょうか。

(江藤生徒指導推進室長)

内容は、ひどいものは本当にありませんでした。変わっていないという部分につきましては、教員からの報告書の多くで、「安易に」「つい」「感情的になって」という表現が見られました。先ほど落合教育次長から説明がありましたように、校内の研修等を引き続き行い、根絶に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(林職務代理人)

児童生徒が悪いところをどうやってよくするかというところなのですが、具体的にどのような指導しているのでしょうか。

(江藤生徒指導推進室長)

基本的には生徒理解、なぜその行為を行ったのかを理解することが重要と考えています。教員が一方的にというのはありませんでしたが、何度も注意をした、提出物も何度も出てこなかったという部分から、先ほど表現しました「つい」あるいは、暴言を吐かれているケースもあるのですけれども、感情的になってという部分があります。そこで、私どもは研修をとおして、とにかく生徒理解、なぜその行為に至ったのか、児童生徒がなぜその行為を起こしてしまったのかをよく把握して、そして、しっかり話し込む、寄り添うことが大切であると伝えております。

(林職務代理人)

そこがまだ、不十分だったということですね。

(岩崎委員)

体罰事案の把握について、児童生徒の訴え、保護者の訴え、あるいは第三者の通報、県教委による市町村教委または個別の調査等によって、ひどい事案はないこと、生徒児童の側の問題行動があつて、それに対する注意がつつい行き過ぎたというような面が多いということが報告から分かったのですが、児童生徒の側あるいは保護者の側との関係で、まだ、問題が学校側あるいは生徒指導の側と収束していない、紛争になっているものがあるのかどうかを聞かせてください。

(江藤生徒指導推進室長)

ほとんどの事案では保護者の理解を得ていると聞いていますが、今、ご質問にありましたものについては、完全に全部が本当にわかまらなくいつているかということ、そうでない部分も数件ございます。そこについては、引き続き関係修復、あるいは児童生徒及び保護者との話を詰めていってもらうようにしています。

(岩崎委員)

なぜ聞いたかということ、先生の側、児童生徒の側、学校の側からの報告がなされる中での把握ではあるけれども、本当は残っているという、そういう場合が心配になるわけです。

(松田委員長)

大分県の場合は、保護者が納得してスムーズにいつているような報告なのですけれども、ちょっと長引いつている事案の中に、生徒あるいは保護者との不一致が、もしあるとしたら、悪くならないような指導をしてほしいと思います。

棒（指示棒）などで殴るとか授業中がけっこう多いのですが、昨年の調査、あるいは今年の調査で同じ教員というのは挙がっているのでしょうか。

(江藤生徒指導推進室長)

挙がっております。それで、今回その部分もきつちりと指導しております。

### ③平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況の推移について

(松田委員長)

次に、報告第3号「平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況の推移について」報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

資料の1をご覧ください。3月末の就職内定状況が99.0%となっており、昨年度と比較して0.2ポイントの上昇となっております。

続きまして、2の表でございますが、3月末の未内定者数が25人となっております。昨年度と比較して6名の減少でございます。

なお、本データは大分労働局によるデータであるため、求人票による紹介就職の数値であります。

教育委員会の対応として、資料下に記した①～⑤を実施していますが、このうち①～④は当課と大分労働局、商工労働部との連携で取り組んでいるものです。教育委員会といたしましても、キャリアコーディネータの配置や学校訪問等を継続的に行いながら、生徒一人一人の希望進路の実現に取り組んでいきます。

以上でございます。

(松田委員長)

それでは、ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございませんか。

(麻生委員)

就職して1年未満の離職率が高いと聞きますが、学校側としての取組はどのようなことを行っているのでしょうか。

(高畑高校教育課長)

離職につきましては、平成17年度の離職率は57.8%と非常に高い時期がありましたが、年々減少傾向にあり、現在は35%程度まで下がってきています。また、学校での取組につきましては、就職者の多い高校に卒業生相談窓口を設置して、仕事上の相談等ができる環境を整えています。

(岩崎委員)

離職率の改善は非常によいと思います。新卒者が非常によく頑張っているという話も聞きます。企業側が、学校で身につけておいてもらいたいことなどを、学校の先生方に話ができる懇談の場を持つようにするとよいのではないのでしょうか。

(高畑高校教育課長)

資料にありますように、企業と高校の情報交換会を商工労働部と連携して行っています。また、学校ごとの企業説明会を実施して、その中で情報交換等を行っているところです。更に、キャリアコーディネータの方が企業と学校の連携を図るなど、企業と学校との情報の共有や意思疎

通をしていただいています。

(野中教育長)

産業教育振興会においても、企業の方と各部会（工業、商業、農業等）の先生方との意見交換を実施しています。

(林職務代理者)

25人の未内定者がいますが、この生徒たちはその後どうなったのでしょうか。

(高畑高校教育課長)

この25人の生徒は、求人票をいただいている企業で就職試験を受験したけれども、残念ながら内定をもらえなかった生徒であります。このような生徒に対しては、先ほどお話ししました卒業生相談窓口をとおしての対応を行っていきます。

(松田委員長)

日田三隈高校では、就職希望先でいくつかのグループに分けて、卒業生による講話等を行い、職業観などを育成していると聞きますが、他の学校ではどうでしょうか。

(高畑高校教育課長)

外部の方や卒業生を招へいた講話等を実施できるように、教育委員会です算を計上し、各学校で取り組めるようにしています。

#### ④大分県グローバル人材育成推進会議の設置について

(松田委員長)

次に、報告第4号「大分県グローバル人材育成推進会議の設置について」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

それでは、大分県グローバル人材育成推進会議の設置について報告いたします。資料をお開き下さい。まず、グローバル人材育成に関連した大分県の現状・課題として、①外国の文化の中で外国人と一緒に活動を行うような機会が乏しい、②海外留学を希望する生徒が少ないという状況、③中学校英語の低学力層が多く、全国値より英語の学力が低いといったような状況、④全国学力調査で「知識」よりも「活用」を問われる問題で全国平均との差が大きいといった状況、⑤挑戦意欲を喚起する取組や、郷土を愛する授業の充実が必要であろうといったような現状・課

題があると捉えております。その中で、大分県グローバル人材育成推進会議といった会議を設置して、グローバル化が急速に進む今日において、大分県から世界に通用する人材を育成する上での教育上の課題・今後の取組について協議・検討したいと考えております。

5月14日に第1回を開催して、以降1～2ヶ月ごとに1回程度の開催をいたしまして、グローバル人材の資質・能力といったものの定義を確定した上で、各定義ごとに課題、今後の取組等について協議をしたいと思っております。そして、9月頃に「大分県グローバル人材育成推進プラン」といったものの策定をイメージしております。

会議の中で出てくるであろう取組の例といたしまして、例えば、グローバルに活躍している方や外国人に触れる機会の充実、海外留学への支援、英語教育の充実、課題解決力を伸ばす授業や高校入試の推進、大分県や日本のことを深く学ぶ機会の充実といったものを考えております。

資料2枚目をご覧ください。この会議のメンバーにつきましては、まず企業の関係では、大分銀行の取締役法人営業支援部長をはじめ5名の方々、大学の関係につきましては、大分大学の教育福祉科学部の教授をはじめ2名の方、保護者につきましては、小中学校の関係のPTA連合会、高校の関係のPTA連合会から部会長の方をお願いしております。また、教員につきましては、杵築市立杵築中学校の元総合商社の営業部長をされていた民間人校長の方、また中学校と高校それぞれの英語教育関係の部会の会長に入ってもらおうことを考えています。それから、市町村教育委員会からは、APUもございますので、別府市教育委員会教育長に参加をお願いしているという状況でございます。

ページをおめくりいただきまして、開催要項を添付をしております。4の期日にありますとおり、第1回推進会議につきましては、5月14日（水）10時から12時を予定しております。以上です。

(松田委員長)

ただいまの報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

今年は、上野丘高校がスーパーグローバルハイスクールに指定され、グローバル人材育成の指定校ということになるのだと思いますが、この会議で考えることは、どういうレベルでしょうか。中学校なのか、高校なのか、いろいろありますが、どういうことを議論していくのか、様子が少し分かりませんでしたので、教えてください。

(佐野教育改革・企画課長)

学校種については、基本的には、小・中・高を考えています。大学は入っておりません。学校教育に限らず、社会教育の現場における取組と

いうことも考えられると思います。

どんな形で、どんなものを作っていくかということは、まさしく会議の中で考えていく予定ですが、1つはグローバル人材の資質・能力をどんなものとして考えるかということがあります。その考え方によっては、相当幅広くプランを考えていくことにもなりますし、そこを考えた上で、例えばグローバル人材は英語だけではない、というような議論にもなるのかなと思います。かなり幅広い意味合いで、特に学校教育でこうしたことを行っていく方がよいといったことも含めて、プランへつなげていきたいと考えています。

(松田委員長)

今後、会議の中で検討していくということでしょうか。つまり、事務局がある程度形を決めているのではなくて、会議で出たものを採用していくということでしょうか。会議には、いろんな方面の方々が入っているので、よい意見が得られるのではないかと思います。

(首藤委員)

育成に関連した現状と課題というところで、「中学英語の低学力層が多く全国値より英語の学力が低い」という点をまず、県や市町村で力を合わせて底上げをして、それからの話ではないかと思います。実際、20数年ぶりに学校で勤務してみると、20年前と比べると教科書が数段難しくなっており、単語の量が多いのに、ほとんど頭に入っていないという生徒もいます。英語に対する拒否反応というものを、まず全部の生徒からなくすという程の意気込みで取り組んだ上での話ではないかと思います。そのところを、関係各課は具体的に何か案を示して頂きたいです。

(後藤義務教育課長)

今年から、小学校と中学校の学力向上対策支援事業というものを立て、中学校に特化した学力向上対策を行っています。特に、重点とする中学校の教科は、国語・数学・英語です。英語については、本県の調査で、中学校2年生の時点で1年間しか学んでいないのに、かなり英語の力に差がついている状況がありますので、1年生から3年生まで全ての子どもたちが活用できる情報データベースを全ての学校に発信し活用いただき、低学力層の底上げを図ったり、中学校の英語の先生方にお集まりいただいて協議会を持って、中学校の子どもたちの1年生から生じるつまづきや学力差を早く解消していくという取組を今年度から始めています。

(岩崎委員)

関連して、短い間に習熟度、あるいは理解度の差が出る原因はどのようなものだと認識していますか。

(後藤義務教育課長)

単語は中学校3年間で1300語程度覚えなければなりません、なかなか修得しづらい、でも、どんどん授業は進んで行く、ということがあると思います。入学当時は、初めて勉強する英語なので、皆、夢を持って取り組みますが、書く技術等が定着しないまま、徐々に(英語が)好きな生徒と嫌いな生徒が生じるということもあります。もう一点は、小学校では外国語活動が5, 6年生で実施されていますが、この外国語活動と中学校の英語との接続をどのように図っていくのかということが、まだ十分な調査・研究がされていないという点があります。小学校と中学校の連携も含めて、どこでどういう関係性があるのかということ、突き詰めて行かなければならないという課題意識を持っています。

(岩崎委員)

なぜ、習い始めたばかりで差ができるかということについても、その原因を調査をし、明確にして対応を考えていくということによいでしょうか。

(後藤義務教育課長)

よいです。

(松田委員長)

私は、逆の発想で、外国人が、全然日本語が話せなくても、日本の文化が好きで触れ合いたいということで日本に来て、それで日本語を覚えたいというようなことがあると思います。つまり、音楽のように、覚えたいな、楽しそうだな、これ知っていると世界が楽しそうだな、というように、右脳で教えていく入り方をなぜしないのかということです。「知識」と「活用」というか、生活の中で外国の人と触れ合う機会をたくさん持つと、そこから覚えていくのではないのでしょうか。会話が「英語だ」「日本語だ」ではなくて、大切なのはコミュニケーション力だということです。まさに、グローバル人材というのは、そういう身振り手振りでも、とにかく全ての世界とつながる人間を育てないといけないと思います。外国の文化を知りたい、外国の人と話したい、そして英語を話したい、という学習の入り方も非常に重要だと思いますが、その点はどのようにでしょうか。

(後藤義務教育課長)

小学校の外国語活動と中学校の英語をどういうふうに接続するのかと

いうことを、小・中の教員がうまく理解し合わなければならぬと思っています。

(松田委員長)

中学校の教科書が面白くないという話を聞きます。反対に、外国に行くと、日本の本は非常に面白い。もっと感性が豊かになりそうな教科書があってもいいと思います。副読本や授業方法について、もっと中学の先生が脳を柔らかくしていくべきではないでしょうか。

(麻生委員)

まさに今、ここでグローバル人材育成推進会議をやっているようなもので、実際の会議でも、こうした話をするのではないかと思って聞いていました。松田委員長が会議に入るか入らないかは別として、是非やっていただきたい。しかし、方向性を見失わないためにも、この会議はどこをターゲットとしているのか、座長あるいは議長は誰を予定しているのかを教えてください。

(佐野教育改革・企画課長)

予定ではありますが、大分大学の山崎先生に依頼をしています。

(麻生委員)

少し分野が違うような気がしますが、教育委員会からは教育改革・企画課長だけが会議に入るのでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

いえ、教育委員会は全員、事務局として控えています。

(麻生委員)

それでは、司会として入るのでしょうから、方向性をしっかりと持って行かないといけないと思います。

(佐野教育改革・企画課長)

いずれにせよ、いろんな委員からの幅広いご意見を出してもらいつつ、同時に資料のほうも、こちらの方でたたき台として用意をしながら5、6回議論を行って、よい方向性を打ち出せるようなものにしたいと考えています。

## ⑤第1回目標協働達成協議会について

(松田委員長)

次に、報告第5号「第1回目標協働達成協議会について」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

第1回目標協働達成協議会という会議を4月21日に開催しましたので、ご報告いたします。そもそも、この話が出てきた背景は学校・家庭・地域の連携の現状・課題といたしまして、連携は進んできているものの、PTAの方からのご意見で聞いておりますのは、学校の目標や説明が抽象的で、具体的な目標・取組や状況が、家庭・地域との間で十分共有されていないといった声を聞いているということと、連携を具体的に進めるための場や機会が十分設定されているかということ、必ずしもそうではないということ、その2点が現状であると捉えています。

この点、特に1点目の学校の目標や説明が抽象的という点に関しましては、平成24年度から始めております「芯の通った学校組織」の取組の中で、目標の重点化、焦点化が進んでおりますので、学校・家庭・地域が連携する素地は整ってきていると考えております。そういった状況を活用して、目標協働達成校といったものを作っていくことがこの取組の中身です。目標協働達成校におきましては、学校・家庭・地域がチームを作って、学校が作っている焦点化された重点目標の達成に向けて学校・家庭・地域で定期的に議論を行いながら、協働して取り組んでいくといったそんな活動モデルをイメージしております。

この目標協働達成校であります。市町村教育委員会に呼びかけをした結果、全18市町村、38校から指定を受けたいといった声をいただきまして、指定をしてございます。この取組は2カ年、平成26年度と27年度を想定しております。検証を加えながら、よいものをつくって行きたいと考えておりまして、資料2ページ目下側にありますとおり、調査研究委員会といったことで、大学の教授、県のPTA、大分市教育委員会、大分県小中学校長会協議会、コミュニティ・スクールマイスターといった5名の方に入っただいて、この調査研究委員会の中で取組の検証を行ってもらいながら、取組を進めたいと考えております。少しだけ具体的に申し上げますと、次のページが実際に行う中身であります。目標協働達成校におきましては、随時三者がチーム会議を持ちながら取組を進めるといったこととなります。4月から5月末までの①にありますとおり、まずチーム会議の中で、学校は今どういう状況で、どういう重点目標を持っていて、何に取り組んで行きたいのかといったことを家庭や地域にしっかり学校から話をしてもらって、その上でその目標を達成するために、家庭や地域では何ができるかという話を、家庭は例えばPTA役員会、地域は例えば自治会役員会等に持ち帰って検討してもらいます。その上で②にありますとおり、再度チーム会議を開き、この目標に向かってどんな取組をやっていきましょうという話をまた三者

で集まって決めて、実際に取組を進めていくということを1年間通して行う、そんなイメージであります。

また、この各学校での取組を支援するために、下側にありますけれども、第1回の目標協働達成協議会といったものを全学校に集まってもらって行ったものが、4月21日の会議であります。また9月から12月には第2回の地域別協議会を開き、3月にはあらためて全体会を開くといった形で、お互いに取組状況を共有しながら、よい取組にできればと思っております。この「芯の通った学校組織」の取組をさらに発展させていくものとして、各市町村、各学校でよいモデルが作られるように取り組んでいきたいと考えております。

(松田委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

2ページ目の目標協働達成校指定校一覧は、公募して向こうから申し出があった学校という理解でよいですか。

(佐野教育改革・企画課長)

県の方から市町村の方に公募し、市町村にも説明に行って、このように挙がってきたということです。

(麻生委員)

市町村ごとの学校数についてですが、大分市が2校で玖珠町や九重町も2校なのに、豊後高田市は他と比べて多くの学校が指定されていますが、これは市町村ごとの学校数の指定などはないのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

当初、全小中学校が約400校あるので、そのうちの1割ということで40校程度を考えていました。あまり多すぎても、なかなかよいものをつくるのが難しいと思っていたからです。豊後高田市もそうですが、いくつかの他の市町村も、全小中学校で取り組みたいといったところも実はありましたが、まずは学校数を絞ろうということで、この数になっています。そういう意味では、むしろ、全市町村がいくつか、できれば複数、学校を挙げてもらえることを目指して、学校指定の手続きを行ってきました。

(松田委員長)

指定校になると補助金が出るのですか。

(佐野教育改革・企画課長)

補助金を出すことは想定していませんが、集まって取組を共有するというものです。

(麻生委員)

大変よい試みであるので、もっと積極的に考えて、多くの学校が手を挙げたのではないかなと想像しました。反発するところは挙げないのかなという点も含めてです。その中で、豊後高田市の指定校の多さが気になりました。こちらが制限をかけたのであればですが。

(佐野教育改革・企画課長)

制限は特にかけていません。基本的には自然体です。

(岩崎委員)

全学校の約1割程度ということになると、大分市は2校しかなくて、これは1割にとともなりません。一方、豊後高田市は、ほとんどの学校が参加していますので、全体の中の1割というのではないですね。地域別の、ある程度の広がりみたいなものを考慮しなくてよいのでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

今の質問は、たくさん挙げてきたものを絞ったのではということだと思いますが、実際はそうではありません。基本的には、挙げてきたものを全て採用しています。小中学校は市町村教育委員会が設置をしているので、市町村教育委員会が、その小中学校の教育の内容の充実について考える責任がありますので、我々としてはもちろん、数の割合というのはありません、一定の数の中で、なるべく多くの市町村教育委員会に参加してもらおうということが大事であると考えました。結果的に、このように全市町村教育委員会から挙げてきたのは、大変よかったと考えています。

(岩崎委員)

地域によっては小学校または中学校の1つの校種しかないところがあります。目標協働達成のための協議会だから、少なくとも地域から小学校と中学校が1つずつ出るのが自然であるという印象を持ちますが、その点はいかがでしょうか。

(河野理事兼教育次長)

この取組だけでなく、コミュニティ・スクールも含めて、いろいろな

取組の1つのメニューだと考えていただきたいと思います。

(松田委員長)

昨年、コミュニティ・スクールについての九州大会が開催され、そのときに、地域との連携がよく分かりました。その上に、学校教育と家庭教育と社会教育との連携が見えてくるのが、第二段階という印象を持ちました。ただ、今、議論になっているのは、市町村から挙げてきた学校を指定するだけで、学校数に偏りがあっていいのかということです。例えば、大分市などは学校数が多いので、学校数を増やした方がよいのではという意見でしょうか。

(岩崎委員)

結局モデル調査なので、あるいはモデル校で取り組みたいということなので、小学校、中学校それぞれが入っている方が、教育委員会の方で活用する場合に有効かという印象を持つのですが、どうでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

今回は提案であるので、市町村がそれをどう受けるかということではないかと思います。

(松田委員長)

「芯の通った」学校が更に広がっていくすばらしい取組になればと思います。ぜひ頑張ってください。

## ⑥平成27年度（平成26年度実施）教員採用試験実施要項について

(松田委員長)

次に、報告第6号「平成27年度（平成26年度実施）教員採用試験実施要項について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

教員採用試験の実施について報告します。主な変更点については、3月に報道発表したもので、お手元の実施要項の表紙にまとめて記載しております。

まず、試験内容の一部を変更します。その1として、第2次試験の模擬授業（養護教諭は場面指導）及び口頭試問の実施方法です。その2として、中学校・高等学校保健体育の第1次試験における実技種目です。その3として、小学校及び特別支援学校の第2次試験における体育実技の種目です。その4として、小学校第1次試験の専門試験における英語リスニングの配点です。その5として、中学校・高等学校英語の第2次

試験における実技試験の内容です。以上の5つの試験内容を変更します。

次に、他県教員を対象とする第1次試験免除の制度について、現行の小学校、特別支援学校（小・中学部）教諭に、養護教諭を加え、制度を拡充します。

最後に、養護教諭に出願する者の受験資格について、免許取得見込みの者に、その年度内に実施される保健師資格取得を基礎とする免許状取得見込みの者を含めることとします。

試験実施の日程ですが、実施要項の裏表紙にありますように、第1次試験を7月20日、第2次試験を8月11日から22日のうちの指定する日、第3次試験を9月20日から24日のうちの指定する日に実施します。最終合格者の発表を10月24日に予定しております。

以上の内容につき、本日（5月7日）10：00に教育人事課HPにアップするとともに、先ほど報道発表したところです。また、お手元の資料にありますように、実施要項の説明会を県内外で開催し、受験者の確保に努めたいと考えております。

試験の詳細につきましては、お配りしました実施要項をご覧ください。以上でございます。

（松田委員長）

何かご質問等はございますか。

（松田委員長）

ないようですので、次の報告へ移ります。

## ⑥平成27年度（平成26年度実施）民間人校長採用選考について

（松田委員長）

次に、報告第7号「平成27年度（平成26年度実施）民間人校長採用選考について」報告をしてください。

（藤本教育人事課長）

民間人校長採用選考試験における昨年度との変更点についてですが、管理職である校長には、「芯の通った学校組織」を構築するうえで、基盤となる学校運営体制での大きな役割が求められており、民間人校長にはこれらを超えた役割を期待するところであり、真に必要とする人材に限った選考を行いたいとの主旨から、採用予定者数を2人以内とし、試験において、期待する基準を満たす者がいなければ、採用無しもあり得ることとなります。

次に受験資格において、過去に出願したが、採用とならなかった者については、再び出願することを妨げませんが、前回、出願時以降の管理

職経験の上積みを出願要件とし、資格審査として管理職経験実績書の提出を新たに求めることとしました。

なお、日程についてですが、願書受付期間は、6月2日（月）から6月30日（月）までとなります。第1次選考は、書類審査で、7月4日（金）から7月24日（木）までの間の3日間程度行います。第1次選考の結果発表は8月1日（金）に行い、第2次選考は8月27日（水）に実施します。最終となる第2次選考の結果発表は9月8日（月）となっています。

今後は、県外3会場で説明会を実施するなど、広報してまいります。  
以上でございます。

（松田委員長）

何かご質問等がございますか。

（松田委員長）

他に何かございませんか。

ないようですので、これで平成26年度第3回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

# 平成26年度第3回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年5月7日(水)

13:45～14:57

場所 教育委員室

## 1 開 会

## 2 署名委員の指名

## 3 議 題

### (1) 議 案

第1号議案 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

### (2) 報 告

①大分県学力定着状況調査における不正行為について

②平成25年度体罰調査について

③平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況の推移について

④大分県グローバル人材育成推進会議の設置について

⑤第1回目標協働達成協議会について

⑥平成27年度(平成26年度実施)教員採用試験実施要項について

⑦平成27年度(平成26年度実施)民間人校長採用選考について

### (3) その他

## 4 閉 会

第一号議案

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正について

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年五月七日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の大分市の項中「、今市小学校」を削り、同款の杵築市の項中「朝田小学校、」を削り、同款の宇佐市の項中「、佐田小学校塔尾分校」を削り、同部の第二級学校の款の中津市の項を削り、同部のへき地学校に準ずる学校の款の杵築市の項中「田原小学校」を「大田小学校」に改める。  
別表第二の小学校の部の由布市の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員のへき地手当等の支給に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

提案理由

小学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除し、及び追加する必要があるので提案する。

○職員のへき手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>第一条、第四条 略</p> <p>別表第一（第二条関係）                      第一級学校                      東国東郡 姫島小学校                      速見郡 南端小学校                      玖珠郡 飯田小学校、春日小学校                      大分市 野津原西部小学校、山移小学校                      中津市 深水小学校、山移小学校                      日田市 前津江小学校、いつま小学校                      佐伯市 宇目緑豊小学校、色宮小学校、蒲江小学校、河内小学                      津久見市 浦赤崎小学校、楠本小学校、上入津小学校                      竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校                      杵築市 朝田小学校、山浦小学校、上小学校                      宇佐市 南院内小学校、佐田小学校、塔尾分校                      由布市 阿蘇野小学校、塚原小学校                      第二級学校                      玖珠郡 准園小学校栗原分校、森中央小学校相之迫分校、日出生小学校、八幡小学校鳥屋分校、古後小学校</p>	<p>第一条、第四条 略</p> <p>別表第一（第二条関係）                      第一級学校                      東国東郡 姫島小学校                      速見郡 南端小学校                      玖珠郡 飯田小学校、春日小学校                      大分市 野津原西部小学校、山移小学校                      中津市 深水小学校、山移小学校                      日田市 前津江小学校、いつま小学校                      佐伯市 宇目緑豊小学校、色宮小学校、蒲江小学校、河内小学                      津久見市 浦赤崎小学校、楠本小学校、上入津小学校                      竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校                      杵築市 朝田小学校、山浦小学校、上小学校                      宇佐市 南院内小学校、佐田小学校、塔尾分校                      由布市 阿蘇野小学校、塚原小学校                      第二級学校                      玖珠郡 准園小学校栗原分校、森中央小学校相之迫分校、日出生小学校、八幡小学校鳥屋分校、古後小学校</p>	<p>第一条、第四条 略</p> <p>別表第一（第二条関係）                      第一級学校                      東国東郡 姫島小学校                      速見郡 南端小学校                      玖珠郡 飯田小学校、春日小学校                      大分市 野津原西部小学校、山移小学校                      中津市 深水小学校、山移小学校                      日田市 前津江小学校、いつま小学校                      佐伯市 宇目緑豊小学校、色宮小学校、蒲江小学校、河内小学                      津久見市 浦赤崎小学校、楠本小学校、上入津小学校                      竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校                      杵築市 朝田小学校、山浦小学校、上小学校                      宇佐市 南院内小学校、佐田小学校、塔尾分校                      由布市 阿蘇野小学校、塚原小学校                      第二級学校                      玖珠郡 准園小学校栗原分校、森中央小学校相之迫分校、日出生小学校、八幡小学校鳥屋分校、古後小学校</p>	<p>第一条、第四条 略</p> <p>別表第一（第二条関係）                      第一級学校                      東国東郡 姫島小学校                      速見郡 南端小学校                      玖珠郡 飯田小学校、春日小学校                      大分市 野津原西部小学校、山移小学校                      中津市 深水小学校、山移小学校                      日田市 前津江小学校、いつま小学校                      佐伯市 宇目緑豊小学校、色宮小学校、蒲江小学校、河内小学                      津久見市 浦赤崎小学校、楠本小学校、上入津小学校                      竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校                      杵築市 朝田小学校、山浦小学校、上小学校                      宇佐市 南院内小学校、佐田小学校、塔尾分校                      由布市 阿蘇野小学校、塚原小学校                      第二級学校                      玖珠郡 准園小学校栗原分校、森中央小学校相之迫分校、日出生小学校、八幡小学校鳥屋分校、古後小学校</p>
<p>第三級学校                      玖珠郡 日出生小学校小野原分校                      佐伯市 大島小学校                      第四級学校                      蒲江小学校深島分校                      第五級学校</p>	<p>第三級学校                      玖珠郡 日出生小学校小野原分校                      佐伯市 大島小学校                      第四級学校                      蒲江小学校深島分校                      第五級学校</p>	<p>第三級学校                      玖珠郡 日出生小学校小野原分校                      佐伯市 大島小学校                      第四級学校                      蒲江小学校深島分校                      第五級学校</p>	<p>第三級学校                      玖珠郡 日出生小学校小野原分校                      佐伯市 大島小学校                      第四級学校                      蒲江小学校深島分校                      第五級学校</p>

<p>国東市 武蔵西小学校</p>	<p>特別表第二（第四条関係） 地域の域に所在する学校 小学校の部</p>	<p>津久見市 無垢島小学校          へき地学校に準ずる学校          別府市 朝日小学校、湯山分校、東山小学校          中津市 津民小学校          日田市 小野小学校          佐伯市 本匠小学校          津久見市 菅生小学校、都野小学校          竹田市 菅生小学校、都野小学校          杵築市 菅生小学校、都野小学校          第一級学校 姫島中学校          東国東郡 南端中学校          速見郡 山浦中学校          玖珠郡 前津江中学校、五馬中学校          日田市 宇目緑豊中学校          佐伯市 直入中学校          第二級学校 日出生中学校、古後中学校          玖珠郡 津江中学校          日田市 蒲江翔南中学校          佐伯市 四浦東中学校、保戸島中学校          津久見市 大島中学校、深島中学校          第三級学校          佐伯市 大島中学校、深島中学校          第五級学校          津久見市 無垢島中学校          へき地学校に準ずる学校          別府市 東山中学校          佐伯市 本匠中学校          竹田市 久住中学校、都野中学校</p>
<p>由布市 南庄内小学校          国東市 武蔵西小学校</p>	<p>特別表第二（第四条関係） 地域の域に所在する学校 小学校の部</p>	<p>津久見市 無垢島小学校          へき地学校に準ずる学校          別府市 朝日小学校、湯山分校、東山小学校          中津市 津民小学校          日田市 小野小学校          佐伯市 本匠小学校          津久見市 菅生小学校、都野小学校          竹田市 菅生小学校、都野小学校          杵築市 菅生小学校、都野小学校          第一級学校 姫島中学校          東国東郡 南端中学校          速見郡 山浦中学校          玖珠郡 前津江中学校、五馬中学校          日田市 宇目緑豊中学校          佐伯市 直入中学校          第二級学校 日出生中学校、古後中学校          玖珠郡 津江中学校          日田市 蒲江翔南中学校          佐伯市 四浦東中学校、保戸島中学校          津久見市 大島中学校、深島中学校          第三級学校          佐伯市 大島中学校、深島中学校          第五級学校          津久見市 無垢島中学校          へき地学校に準ずる学校          別府市 東山中学校          佐伯市 本匠中学校          竹田市 久住中学校、都野中学校</p>

## 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

## 1 改正理由

小学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を改正する必要があるため

## 2 改正内容

別表第1及び別表第2中、次に掲げる小学校について削除（6校）及び追加（1校）を行う。

市町村名	現 行		改 正 案	
	学 校 名	級別区分 ※1	学 校 名	級別区分
大分市	<small>いまいち</small> 今市小学校	第一級学校	[削除] (H21休校 H25廃校) (野津原西部小(第一級学校)へ)	—
杵築市	<small>あさだ</small> 朝田小学校	第一級学校	<small>おおた</small> 大田小学校〔新設〕 (旧大田中の校舎を使用)	準級地
	<small>たわら</small> 田原小学校	準級地 ※2		
宇佐市	<small>さだ</small> 佐田小学校塔尾 分校	第一級学校	[削除] (H12休校 H25廃校) (佐田小(非該当校)へ)	—
中津市	<small>ながいわ</small> 永岩小学校	第二級学校	[削除] (H25廃校) <small>つたみ</small> (津民小(準級地)へ)	
由布市	南庄内小学校	特別地域 ※3	[削除] (H25廃校) (西庄内小(非該当校)へ)	

※1 改正後の級別区分は、文部科学省令で定める基準に基づいて算定した結果である。

※2 「準級地」とは、規則第3条第6号に規定する「へき地学校に準ずる学校」をいう。

※3 「特別地域」とは、規則第4条に規定する「特別の地域に所在する学校」をいう。

## 3 施行期日等

公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

## 大分県学力定着状況調査における不正行為について

## 1 事実

## (1) 概要

【内容】 由布市内の小学校教諭（52歳男性）が本調査問題を不正にコピーし、調査前日に児童（第5学年）に問題を解かせた。

- ・4月11日（金） 問題傾向把握のため、当該教諭が教頭から調査問題を各教科1部ずつ受け取る。  
当該教諭は、問題を返却せず、保持。校長、教頭は返却の確認をしていない。
- ・4月13日（日） 当該教諭が学校で、問題用紙を不正にコピーする。
- ・4月14日（月） コピーした問題を授業中、児童に解かせる。
  - ・1校時（国語）・2校時（算数）3校時（理科）
  - ・国語と算数は一斉に採点し、その後解説。
  - ・理科は解答一斉採点のみ。いずれもコピー問題の回収をした。
- ・4月15日（火） 大分県学力定着状況調査に全員を参加させる。
- ・4月21日（月） 午前10時頃、学校関係者が校長に不正疑惑を報告し、発覚。  
10時30分頃、校長が教頭同席のもと、本人に事実関係を確認。本人は一連の事実を認める。

## (2) 児童の調査当日の様子、保護者の様子

- ・子どもから「似たような問題や。」という声があった。
- ・調査後、保護者からの問い合わせはなかった。

## (3) 問題の背景

- ① 不正を行った本人の資質と服務規律の不徹底。
- ② 「学力調査実施の手引き」(マニュアル)の不徹底。

## 2 事後の対応

- 4月25日（金） 市町村教育長会議（14時30分～）  
→県教委コメント、各市町村教委に同様事案の調査依頼
- 由布市教委記者会見（15時～）
- 当該学年保護者会
- 4月26日（土） 由布市校長会（10時～12時）
- 当該学年保護者会（2回目）
- 全校保護者会
- 4月30日（水） 校長・学校支援センター所長リーダーシップ研修  
全校長を集めての県教委事業説明→教育長からの注意喚起・指導

## 3 調査結果の扱い

国語・算数・理科については、大分県・由布市集計から除算する。

## 4 再発防止策

- 服務規律の徹底
- 「学力調査実施の手引き」(マニュアル)の徹底
- ・「問題（調査）用紙・解答（回答）用紙等は高校入試問題と同様に調査実施日まで、調査実施責任者（校長）の管理の下、盗難や紛失のないよう金庫または施錠のできる部屋等で厳重に保管すること」を徹底する。

## 平成25年度体罰実態調査について

### 1 目的

体罰根絶研修等の取組の成果を検証するため、児童生徒・保護者、教職員対象の調査を実施する。

### 2 調査対象

- ①県内公立学校教職員全員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）実習助手及び寄宿舎指導員。事務職員は除く）
- ②児童生徒全員（保護者と一緒に記入）

### 3 調査期間、方法

期間：平成25年4月1日（月）～平成26年3月31日（月）

方法：児童生徒・保護者や教員の申告後、校内体罰調査委員会により調査・確認  
市町村立学校は市町村教委処分等判断後、3月20日までに県教委に提出  
アンケート調査以降確認されたものについては、適時報告すること

### 4 「体罰」人数及び「処分等及び校長指導」人数について

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
「体罰」人数（①+②+③）	26	12	7	0	45
①懲戒処分人数	0	0	0	0	0
②訓告等人数	5	6	2	0	11
③校長指導人数	21	6	5	0	34
（「体罰」報告件数）	（29）	（12）	（7）	（0）	（48）

#### （参考）平成24年度文部科学省体罰調査報告

第2次調査	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
「体罰」人数（①+②+③）	143	139	86	1	369
①懲戒処分人数	0	0	0	0	0
②訓告等人数	8	16	11	0	35
③校長指導人数	135	123	75	1	334
（「体罰」報告件数）	（191）	（227）	（135）	（1）	（554）

第1次調査 訓告等人数	3	7	3	0	13
-------------	---	---	---	---	----

### 平成25年度体罰実態調査結果の概要

調査対象期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日  
 教育職員、児童生徒、保護者 → 学校（校内体罰調査委員会） → （市町村教委） → 県教委

学校種	人数	被害を受けた児童生徒人数	体罰時の状況												被害の状況				体罰事案の把握のきっかけ														
			場面						場所						傷害なし	鼻血	打撲	その他	児童生徒の訴え	保護者の訴え	教員の申告	第三者の通報	その他										
			授業中	休み時間	放課後	部活動	ルーム	学校行事	その他	廊下階段	運動場	教室	職員室	その他																			
小学校	26	31	15	6			1				4	2	2	20	1	1	8	3	3	2		10	24	1	1	10	17	13					
	146	180	94	22	4		5			2	19	14	13	110		9	89	11	10	2		34	130	1	12	89	67	67					
中学校	12	12	8	1			2			1			3	7		2	4	1	5	1		1	9		2	1	6	2	8			1	
	146	219	42	27	18		33	6	5	15	30	42	51	1	22	96	10	18	7	4	11	130	1	13	2	79	31	100	2				
高等学校	7	12	3				3	1				3	4			3	2	1				7				10							
	89	198	41	10	6		18	3	5	5	5	25	35	5	19	48	4	10	1	5	21	73	2	5	9	34	10	60	1	1			
特別支援学校	1	1		1									1			1						1											
合計	45	55	26	7	0		5	2	4	4	2	8	31	1	3	15	6	9	3	1	11	40	0	3	2	26	19	21	0	1			
	382	598	177	60	28		51	14	39	49	80	197	6	50	234	25	38	10	9	66	334	4	30	14	203	108	227	3	1				

上段：平成25年度 下段：平成24年度

## 「体罰」の具体事案について

### 小学校

- 掃除時間にふざけていた児童の頭を素手でたたいた。
- テストの答案用紙を提出しない児童の頬を軽くつねった。
- 生徒指導中に嘘をついた児童の足を蹴った。
- 授業中、プリントを忘れた児童の頭にげんこつをした。

### 中学校

- 教育合宿からの帰路のバスの中で、生徒をバスから降ろして指導するために胸ぐらを引っ張り転倒した。
- 部活動の指導の中、強い精神力をつけさせようと、平手で頬を叩く。
- 部活の練習中、相手の脚を故意に蹴った生徒の頬を、平手で叩いた。
- 体育の授業中、女子生徒を足で蹴った。

### 高校

- 部活中に気合いを入れて練習させるために、平手でほほをたたいた。
- 生徒を説諭する中で、生徒のふくらはぎを教諭の右足のつま先のあたりで蹴った。
- 提出期限を守らない生徒に、拳骨や棒でたたくなどの行為を行った。

平成26年3月高等学校新規卒業者の就職状況の推移について

高校教育課

1 就職内定率推移(月別)

月 年卒	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
平成26年3月卒 (A)	45.0	74.6	82.6	89.0	92.3	96.3	99.0
平成25年3月卒 (B)	39.5	70.8	81.1	87.2	90.6	95.9	98.8
対前年比較 (A)-(B)	5.5	3.8	1.5	1.8	1.7	0.4	0.2

(単位:%)

2 就職未内定者推移(月別)

月 年卒	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
平成26年3月卒 (A)	1,457	660	451	283	199	96	25
平成25年3月卒 (B)	1,734	817	522	350	255	112	31
対前年比較 (A)-(B)	▲ 277	▲ 157	▲ 71	▲ 67	▲ 56	▲ 16	▲ 6

(単位:人)

(大分労働局データによる)

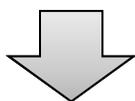
【教育委員会の対応】

- ①県内企業と高校の情報交換会：5月実施
- ②経済5団体への求人枠確保の要請（教育長、商工労働部長、大分労働局職業安定部長）：6月，11月実施
- ③高校生向け企業説明会（元気おおいた就職博）：7月実施
- ④高校生のための就職面接会（第1回目/11月実施，第2回目/1月実施）
- ⑤県教育委員会の学校訪問（現状把握、今後の取組等の指導）：11月，1月に実施

## 大分県グローバル人材育成推進会議について

### グローバル人材育成に関連した大分県の現状・課題

- ①外国の文化の中で外国人と一緒に活動を行うような機会が乏しい
- ②海外留学を希望する生徒が少ない
- ③中学校英語の低学力層が多く、全国値より英語の学力が低い
- ④全国学力調査で、「知識」より「活用」を問われる問題で全国平均との差が大きい
- ⑤挑戦意欲を喚起する取組や、郷土を愛する授業の充実が必要



### 大分県グローバル人材育成推進会議の設置

趣旨:グローバル化が急速に進む今日において、大分県から世界に通用する人材を育成する上での教育上の課題・今後の取組について協議・検討することを目的に設置する。

- 5月14日に第1回を開催  
→ 大分県としての「グローバル人材の資質・能力」の定義を確定
- 以後毎1～2か月に1回程度開催し、各定義ごとに、課題・今後の取組を協議
- 9月頃、「大分県グローバル人材育成推進プラン」を策定

### 考えられる取組(例)

- ・グローバルに活躍している人や外国人に触れる機会の充実
- ・海外留学への支援
- ・英語教育の充実
- ・課題解決力を伸ばす授業や高校入試の推進
- ・大分県や日本のことを深く学ぶ機会の充実

## 大分県グローバル人材育成推進会議メンバー

企業名等	職名	氏名	備考
○企業関係			
(株)大分銀行	取締役法人営業支援部長	渡部 智弘	「大分県海外戦略」アドバイザー
三和酒類(株)	取締役副社長	熊谷 敬造	「大分県海外戦略」アドバイザー
大分日産自動車(株)	取締役社長	橋本 仁	大分県立高等学校第三者評価委員会委員
英語教室	代表	池田マクマレン裕佳子	
(独)日本貿易振興機構	大分貿易情報センター 所長	松村 亮	「大分県海外戦略」アドバイザー
○大学関係			
大分大学	教育福祉科学部教授	山崎 清男	安心・活力・発展プラン2005推進委員会委員
立命館アジア太平洋 大学	国際経営学部長	横山 研治	「大分県海外戦略」アドバイザー
○保護者			
大分県PTA連合会	副会長	廣瀬 多賀子	佐伯市立鶴谷中学校PTA
大分県高等学校PTA 連合会	副会長	渡辺 美和子	大分西高等学校PTA
○教員			
杵築市立杵築中学校	校長	森山 聡	民間人校長(前職:総合商社営業部長)
宇佐中学校	校長	吉村 高三	大分県中学校英語教育研究会長
由布高等学校	校長	工藤 孝一	大分県高等学校教育研究会英語部会長
○市町村教育委員会			
別府市教育委員会	教育長	寺岡 悌二	

## 大分県グローバル人材育成推進会議 開催要項

### 1 目 的

グローバル化が急速に進む今日において、大分県から世界に通用する人材を育成する上での教育上の現状・課題・今後の取組について協議・検討する。

### 2 協議項目

- (1) グローバル人材に求められる資質・能力
- (2) 大分県からグローバル人材を育成するための課題・今後の取組について
- (3) 「大分県グローバル人材育成推進プラン(仮称)」の策定について
- (4) その他

### 3 主 催

大分県教育委員会

### 4 期 日

第1回推進会議 平成26年5月14日(水) 10:00～12:00  
(第2回以降については第1回推進会議を受け決定)

### 5 会 場

大分県庁舎(大分市大手町3丁目1-1)  
(第1回:県庁舎別館 教育委員室)

### 6 会議開催日程及び内容

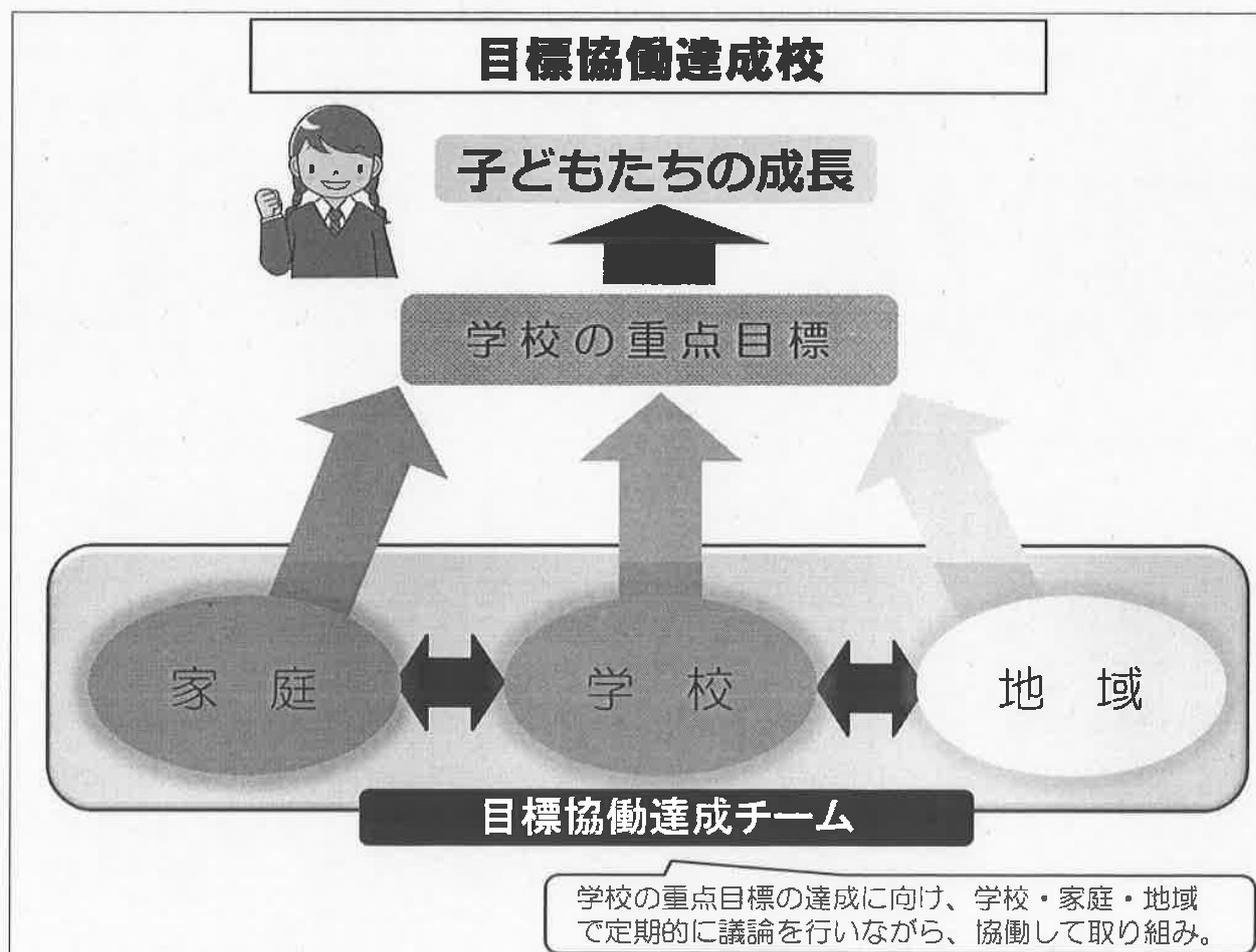
第1回 平成26年 5月14日(水) 10:00～12:00 場所:教育委員室	<b>【推進会議の立ち上げ】</b> 1 会議の趣旨説明 2 委員からの自己紹介 3 協議 グローバル人材の資質・能力について
第2回～第4回 6月以降 (各月1回開催予定)	大分県からグローバル人材を育成するための課題・今後の取組について
第5回 9月開催予定	「大分県グローバル人材育成推進プラン(仮称)」の策定について

# 第1回 目標協働達成協議会について

## [学校・家庭・地域の連携の現状・課題]

学校・家庭・地域の連携、学校からの情報提供は進んできているものの、

- ① 学校の目標や説明が抽象的で、具体的な目標・取組や状況が、家庭・地域との間で十分共有されていない
- ② 連携を具体的に進めるための場や機会が十分設定されていない

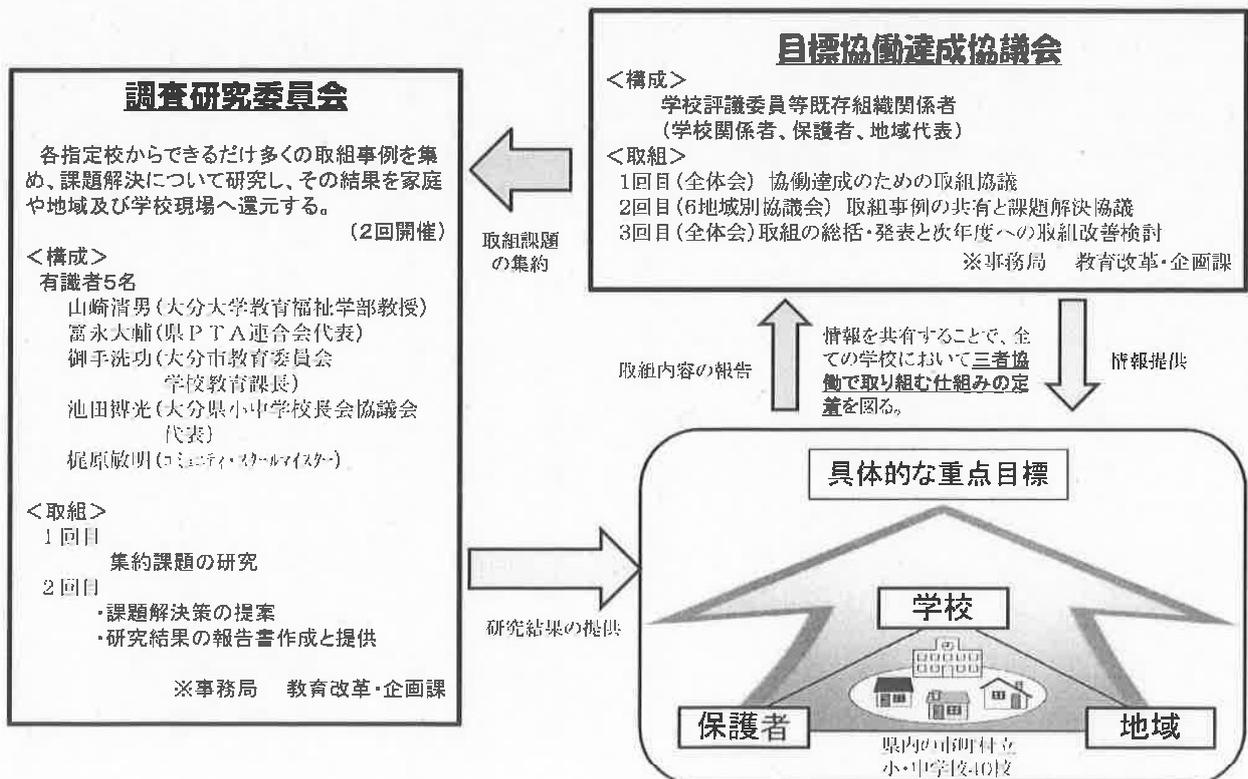


# 「目標協働達成校」指定校一覧

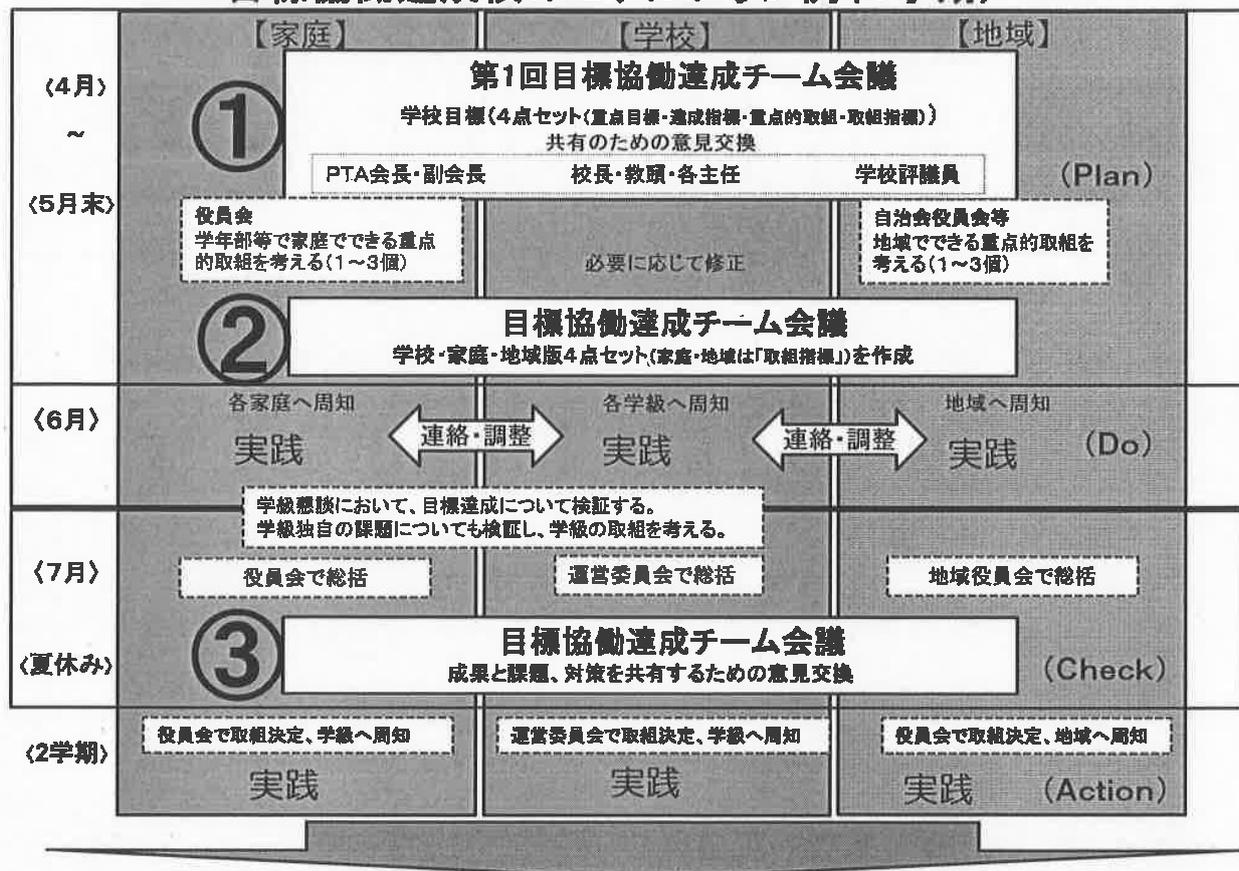
中津	中津市	今津小学校	今津中学校	城北中学校	
	豊後高田市	高田中学校、桂陽小学校、都甲小学校・都甲中学校、高田小学校、真玉小学校			
	宇佐市	院内北部小学校	院内中学校		
別府	別府市	亀川小学校	上人小学校	北部中学校	
	杵築市	豊洋小学校			
	国東市	富来小学校	竹田津小学校	国見中学校	
	姫島村	姫島中学校			
	日出町	藤原小学校			
大分	大分市	田尻小学校	城南中学校		
	臼杵市	臼杵南小学校	南中学校		
	津久見市	青江小学校			
	由布市	由布川小学校	東庄内小学校		
佐伯	佐伯市	佐伯小学校	鶴谷中学校	昭和中学校	
竹田	竹田市	都野小学校			
	豊後大野市	朝地小学校	朝地中学校		
日田	日田市	大明小学校	大明中学校		
	九重町	野上小学校	南山田小学校		
	玖珠町	森中央小学校	八幡中学校		

「芯の通った学校組織」定着事業

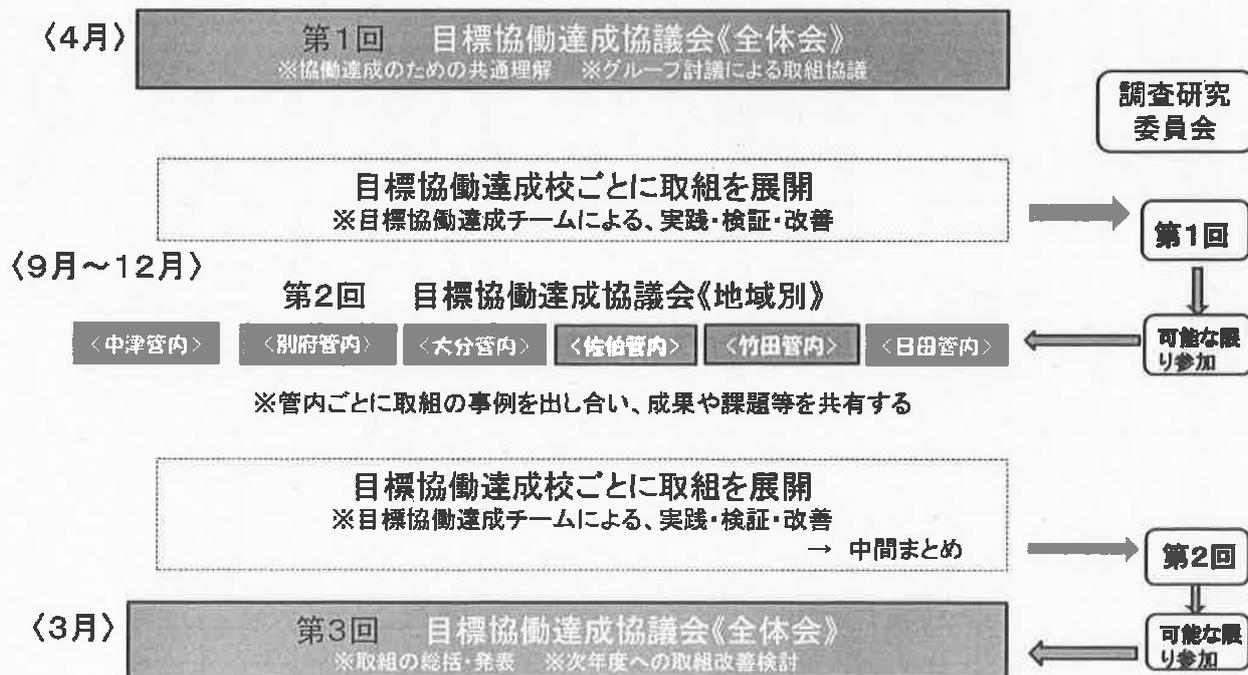
## 目標協働達成モデル調査研究事業



### 目標協働達成校のモデルプラン例(1学期)



### 目標協働達成モデル調査研究事業 (2ヶ年事業) 年間の流れ



**平成27年度大分県公立学校教員採用選考試験（平成26年度実施）  
実施要項説明会について**

- 1 目的** 平成27年度大分県公立学校教員採用選考試験（平成26年度実施）実施要項、試験内容の概要（主な変更点等）及び出願要領に関する説明をとおして、受験者への周知と受験者の拡大を図る。
- 2 実施校等** 各大学等を会場として、周辺大学等の参加も呼びかけての説明会を開催  
 (県外)  
 東京会場・大阪会場・福岡会場  
 広島大学・福岡教育大学・熊本大学・山口大学（新規）  
 (県内)  
 大分大学ほか教員免許取得可能な大学・大分県庁舎
- 3 配布物** 平成27年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項  
 平成27年度大分県公立学校教員採用選考試験募集案内（広報用パンフレット）

4 日 程	県 外 会 場	県 内 会 場
5月 7日 (水)	実施要項発表（HP、報道発表）	8日 (木) 実施要項等配布開始
5月 9日 (金)		大分大学
10日 (土)	<b>実施要項説明会（福岡会場）</b>	
12日 (月)	山口大学	
13日 (火)	福岡教育大学	
14日 (水)		芸術文化短期大学
16日 (金)		日本文理大学、立命館アジア太平洋大学
19日 (月)	広島大学	
22日 (木)	熊本大学、九州女子大学	
24日 (土)	<b>実施要項説明会（東京会場）</b>	
26日 (月)	<b>実施要項説明会（大阪会場）</b>	
27日 (火)		別府大学
29日 (木)		別府大学短期大学部
5月30日 (金)～6月13日 (金)	願書受付	*6月13日の消印有効
6月 7日 (土)		<b>実施要項説明会（大分会場）</b>

## 参 考

## 教員採用選考試験に係る広報について

## 【教員採用選考試験実施要項説明会開催の概要】

- 教育人事課によるもの…県外会場・県外大学会場・県内会場・県内大学会場にて
- 商工労働部雇用人材・育成課による「おおいた元気企業就職ガイダンス」に参加
- ※会場周辺大学等の学生参加も呼びかけ（各大学への広報・周知依頼等）、開催

## 【教員採用選考試験実施要項説明会】年2回開催

- 実施要項発表後～6月上旬 実施要項・願書記入要領の説明
- 3次試験結果発表後～12月上旬 実施要項説明（実施した試験の状況報告）  
情報センターの活用（過去問題の公表）

## 【実施の状況】（下線部は新規）

選考 (実施)	県外での開催会場 (上段：春季／下段：秋季)	県内での開催会場 (上段：春季／下段：秋季)
H23 (H22)	学生への説明会は実施せず ・広島大、福岡教育大 ・就職ガイダンス（1月：東京、福岡）	・大分大学（大学からの要請に対応） ・県内の教員養成課程を有する大学 （大分大学、APU、日本文理大学、別府大学・同短期大学部、芸術文化短期大学）
H24 (H23)	・広島大、福岡教育大 ・実施要項説明会（東京、福岡） ・広島大、福岡教育大、 <u>熊本大</u> ・就職ガイダンス（東京、福岡）	・県内の教員養成課程を有する6大学  同 上
H25 (H24)	・広島第、福岡教育大、熊本大 ・実施要項説明会（東京・大阪・福岡） ・広島大、福岡教育大、熊本大、 <u>岡山地区大学</u> ・就職ガイダンス（東京、福岡）	・県内の教員養成課程を有する6大学 ・大分会場（県庁舎にて）  同 上
(H25)	・広島大、福岡教育大、熊本大、 <u>長崎大</u> ・実施要項説明会（東京、大阪、福岡） ・広島大、福岡教育大、熊本大、岡山地区大学、 <u>山口大</u> ・就職ガイダンス（東京、大阪、福岡）	・県内の教員養成課程を有する大学 ・大分会場（県庁舎にて）  同 上
H27 (H26)	・広島大、福岡教育大、熊本大、山口大、九州女子大 ・実施要項説明会（東京、大阪、福岡） ・(未定)	・県内の教員養成課程を有する大学 ・大分会場（県庁舎にて）  ・(未定)

\* 春季開催会場の大学は、前年度受験実績及び教科・科目の採用予定者数等を考慮し依頼依頼

\* 秋季開催会場の大学は、当該年度受験状況等を考慮し開催依頼

※ 説明会の対象は、受験対象学年の学生を想定しているが、受験者の確保を念頭に置き、1、2年生などの参加も呼びかけ、早期の意識喚起を促している。

（各会場で、1、2年生の参加が増加傾向）

## ＜特別選考（Ⅰ）（障がい者特別選考）に係る広報・周知依頼＞

- ・障がい者団体（大分県身体障害者福祉協会、大分県視覚障害者協会）

## ＜特別選考（Ⅲ）（スペシャリスト特別選考）に係る周知依頼＞（導入のH25選考から）

- ・日本体育協会及び各競技団体（日本体育協会加盟）
- ・県内各競技団体
- ・体育学部を有する大学
- ※募集対象となる競技種目のみ

**民間企業等での管理職経験者を対象とした  
平成27年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験実施要項**

大分県教育委員会

## 1 目 的

民間企業等での豊かな経験を持ち、柔軟な発想や企画力、組織運営能力をいかした学校経営ができる優れた人材を県内の市町村立小・中学校の校長採用候補者として選考するために行う。

## 2 募集内容

- (1) 人数 2人以内（選考の結果、合格者がいない場合もある。）
- (2) 採用予定時期 平成27年1月  
大分県教育委員会事務局職員として採用して研修等を実施後、平成27年4月1日に大分県市町村立小・中学校の校長として任用する予定である。

## 3 受験資格

次の各号のいずれの要件にも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 昭和32年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (4) 民間企業等において管理職である者又はそれと同等の経験を有する者  
ただし、大分県教育委員会が過去（H21～H25）に実施した「民間企業等での管理職経験者を対象とした大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験」に出願したことがある者については、直近の受験年度の6月以降において、民間企業等における新たな管理職経験を有する場合にのみ、出願することができる。
- (5) 出願時点で、公務員及び国公立学校・学習塾・予備校等の教育職でない者
- (6) 県内のどこにでも赴任できる者

### （参考）

#### 地方公務員法（抜粋）

##### （欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 学校教育法（抜粋）

##### 〔校長・教員の欠格事由〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 選考基準

選考は、次の各号に定める基準を考慮し、民間企業等での管理職としての経験、面接試験の結果等の客観的な資料により行う。

- (1) 優れた識見と教育に対する確かな理念を有していること。
- (2) 指導力に富み、マネジメント感覚に秀でていること。
- (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。
- (4) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有していること。
- (5) 家庭・地域と連携して、開かれた学校づくりを推進できる能力を有していること。

## 5 出願等手続

### (1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	平成26年6月2日（月）から6月30日（月）まで （土曜日及び日曜日を除く。）
--------	--------------------------------------------

提出方法は、次の①又は②とする。①、②とも、提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「校長選考試験願書在中」と朱書きすること。

① 持参による場合	・5の(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8:30~17:15とする。(土曜日及び日曜日を除く。)
② 郵送による場合	・簡易書留とする。 ・平成26年6月30日の消印のあるものまでを有効とする。

### (2) 書類の提出先

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班（大分県庁舎別館7階）  
郵便番号 870-8503 大分市府内町3丁目10番1号  
電話(097)506-5518

### (3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	願書（様式1-1） 管理職経験実績書 （様式1-2）	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。 ・過去（H21～H25）に実施した当該試験に出願したことがある者については、直近の受験年度の6月以降における管理職としての新たな実績及び成果を詳細に記入すること。
②	自己アピール書（様式2）	・必要事項を記入すること。
③	レポート （A4判 縦長、横書き、 2,000字程度）（様式3）	・テーマ「私のめざす学校づくり」 知・徳・体の調和のとれた子どもを育成するために、学力・体力の向上や豊かな心の育成など、保護者や地域社会から信頼される学校づくりが求められています。このなかで期待された成果をあげるために、どのような学校運営を行うのか、具体的に記述すること。
④	返信用封筒 （第1次選考結果通知用）	・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付き封筒とする。

- (注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。  
イ 提出書類については、理由のいかんを問わず返却しない。  
ウ 受験料は不要である。

## 6 第1次選考

### (1) 選考内容

選考	内容等
書類選考	提出書類による。

### (2) 選考結果

第1次選考の結果は、平成26年8月1日（金）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に第1次選考の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途出願者全員宛て文書で通知する。

また、第1次選考の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.city-ed.jp/>）にも掲載する。

## 7 第2次選考

第1次選考の合格者について、以下のとおり、第2次選考を実施する。

なお、日程及び試験場等の詳細は、第1次選考結果通知時に併せて指示する。

(1) 期 日

平成26年8月27日（水）

(2) 試験場

大分県庁舎内

(3) 選考内容

選 考	内 容 等
面 接 I	個人面接（自己アピール書及びレポートの内容に関する面接）
面 接 II	個人面接

(4) 選考結果

第2次選考の結果は、平成26年9月8日（月）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に、第2次選考の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次選考の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.oita-ed.jp/>）にも掲載する。

（注意）第2次選考の成績上位から合格者を決定するが、採用予定者数内であっても、適性が認められないと判断される場合は、合格者としなないことがある。

## 8 得点等の送付

受験者全員に対して、第1次試験の総合点及び第2次試験の総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

## 9 合格者の行う手続等

(1) 第2次選考の合格者には採用内定者として必要な手続について通知する。

(2) 第2次選考の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第2次選考合格者に対して通知する。

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

## 参 考

(1) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

（参考）職員の給与に関する大分県人事委員会勧告資料（平成25年10月2日勧告）

小・中学校長の平均給料月額（基本給）	457,161円
” 平均給与月額（基本給及び諸手当）	530,295円

(2) 一般職の地方公務員となるため、採用後は、営利企業等への従事は原則として認められない。

(3) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年大分県条例第13号）の規定が適用される（60歳に達した日以後における最初の3月31日に退職する。）。

【問い合わせ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号  
 電 話 097-506-5518  
 ホ-ム-ペ-ージ <http://kyouiku.oita-ed.jp/>

(様式1-1)

民間企業等での管理職経験者を対象とした 平成27年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験 願書							写真欄	
※ 受験番号					※	※	1 縦4cm×横3cm 2 上半身、正面、無帽 3 最近3ヶ月以内に撮影したもの 4 白黒・カラーを問わない。 5 写真の裏に氏名を記入しておくこと。	
ふりがな					性別			
氏名								
生年月日	昭和 年 月 日 平成27年4月1日現在( )歳	本籍	都道府県	通知先 (いずれかに○)	現住所・連絡先			
現住所	〒			電話				
				携帯電話				
連絡先 (上記以外にある場合)	〒			電話				
勤務先	勤務先名		所属		役職名			
	所在地	〒		電話番号				
学歴 (高等学校以降)	学校・学部・学科名			修学期間		卒業・修了・中退の別		
	高等学校 科			昭和 平成	年 月	～	昭和 平成	年 月
				昭和 平成	年 月	～	昭和 平成	年 月
				昭和 平成	年 月	～	昭和 平成	年 月
職歴 (現在の勤務先を含む。)	期 間		勤務先・所属・役職名			職務内容		
	昭和 平成	年 月	～	昭和 平成	年 月			
	昭和 平成	年 月	～	昭和 平成	年 月			
	昭和 平成	年 月	～	昭和 平成	年 月			
	昭和 平成	年 月	～	昭和 平成	年 月			
資格・免許	名称・種類(語学検定や特殊技能を含む。)			取得年月日		交付機関		
				昭和 平成	年 月 日			
				昭和 平成	年 月 日			
				昭和 平成	年 月 日			
賞 罰								
・私は、実施要項に掲げる受験資格をすべて満たしています。 ・この願書の記載事項は、事実と相違ありません。 平成26年 月 日 氏名 (自署)								

(注)欄が足りない場合は、別紙(様式任意)に記入し、添付してください。 ※印の欄は記入しないでください。

様式(1-2)

## 管理職経験実績書

※ 受験番号			
ふりがな		性別	
氏名			
過去に受験した直近の年度	平成	年度実施分	
新たな管理職としての実績・成果			
期間	勤務先・所属	役職名	
平成 年 月 ~ 平成 年 月			
直近の受験年度の6月以降における管理職としての労務管理上及び経営上の新たな実績・成果等を、 具体的に記載してください。)			

※印の欄は記入しないでください。

(様式 2)

自己アピール書

(※欄は記入しないでください。)

氏名	
----	--

受験番号	※
------	---

(志望動機、民間企業等における労務管理上及び経営上の実績・成果等を含め、ご自身をアピールしてください。)

--

(注) ワープロ等で同様の様式を作成して記載しても構いません。

(様式 3)

レポ ー ト

(※欄は記入しないでください。)

氏 名	
-----	--

受験番号	※
------	---

(A 4判 2枚程度、2,000字程度で、テーマについて記述してください。)

--

(注) ワープロ等で同様の様式を作成して記載しても構いません。